## 平成16年度初期環境調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質 番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量		規制・基準等
1	水質		4 -アミノフェノー ル	医薬中間体(アセトアミノフェン・解熱鎮痛剤)、硫化染料の中間体、 ゴム用老化防止剤、毛皮用酸化染料、写真現像薬	10,000t、化管法の製 造・輸入量区分:10t	バーゼル 航空 船舶 外為	第2種指定化学物質 特定有害廃棄物等 第1毒物類・毒物 第1毒物類 輸入令第4条第1項第2号(2号承認) 輸出令別表第二(輸出の承認)
2	水質	初	1 -アリルオキシ - 2,3 -エポキシブロ パン	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤、樹脂・農薬等の安定剤、 木綿・羊毛等の改質剤、分散染料・ 反応性染料等の染色改良剤	平成14年度4,053t、平成15年度3,767t、平成15年度3,767t、平成16年度4,289t、平成10年度1,000~10,000t、平成10年度1,923t(製造1,923t、輸入0t)	PRTR 労働安全 消防	第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 変異原性が認められた既存化学物質 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 廃棄物
3	水質、底 質		オクタクロロジプ ロピルエーテル	殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤の共力剤	100 ~ 150 t		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する 法律
4	水質、大気	大気は 初	cis 4,3 ジクロロ プロペン trans 4,3 ジクロロプロペン	殺虫剤、防虫剤等の農薬(土壌燻蒸 剤)	平成13年度8,198t、平	労働安全 消防	第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 変異原性が認められた既存化学物質 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 廃棄物
5	大気		1 -ブロモプロバン	農薬全般(中間体含む)、医薬品、 医薬品中間体、合成中間体	平成13年度10 <sup>3</sup> ~10 <sup>4</sup> t	水濁 労働安全 消防 航空 船舶	要調査項目に係わる物質 危険物・引火性の物 第4類引火性液体、第1石油類非水溶性液体 第1引火性液体 第1引火性液体
6	底質		ジコホル	農薬(殺虫剤)、ダニ専門殺虫剤	平成10年度製造・輸入 区分:100~1,000t、 平成12農薬年度:原体 126.2t、水和剤 107.2t、乳剤87.5kL、 輸入196.0t(原体)	化審 PRTR	第1種特定化学物質 第1種指定化学物質
7	底質		ジフェニルメタン トリフェニルメタ ン	染料・有機顔料原料、電子部品等原 料	不詳	消防	第4類引火性液体、第3石油類非水溶性液体
8	水質	初	ジンクピリチオン	塗料、プラスチック、医療部外品等 の抗菌剤、殺菌防腐剤・防かび剤	不詳	水濁 下水道 水道	生活環境汚染項目 水質基準物質 水質基準
9	水質、底 質、水生 生物	初	短鎖塩素化パラ フィン(C10)	金属加工油用極圧添加剤、難燃剤 (ゴム、繊維)、塗料、染料、接着 剤、皮革処理用加脂加工液	不詳	消防 バーゼル 外為	第4類引火性液体
9	水質、底 質、水生 生物	初	短鎖塩素化パラ フィン(C10 -14)	金属加工油用極圧添加剤、難燃剤 (ゴム、繊維)、塗料、染料、接着 剤、皮革処理用加脂加工液	不詳	船舶	第1有害性物質
10	大気	大気は 初	テトラプロモビス フェノールA	臭素系難燃剤(プラスチック等に添加)	平成13年度10 <sup>4</sup> ~10 <sup>5</sup> t、 0ECD報告生産量:1,000 ~10,000t	無し	
11	大気	大気は初	2,4,6 -トリプロモ フェノール	樹脂用の添加剤、防腐剤、殺菌剤、 難燃剤、木材防腐剤、難燃剤の中間 体、反応性防炎剤		国建制古	第1種指定化学物質 第1毒物類 - 毒物 第1毒物類 毒物類
12	大気		2 -ビニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、医薬品、樹脂)接着剤原料、樹脂原料、医薬原料	15年度1,105t、平成16 年度910t、平成10年度 製造量等;1,106t(製	PRTR 労働安全	第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 危険物・引火性の物 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 第1毒物類・毒物
13	水質、底質		ピリダフェンチオ ン	防疫用殺虫剤	平成15農薬年度:原体 526t、粉剤554t、水和 剤77t、乳剤110kL、粒 剤93t	労働安全	第1種指定化学物質 名称等を通知すべき有害物質 第1引火性液体 引火性液体類 廃棄物
14	水質、大 気	初	<i>N,N' -</i> ジフェニル - <i>p -</i> フェニレンジア ミン ( DPPD )		不詳	無し	
	気	初	$N,N'$ -ジトリル $\varphi$ - フェニレンジアミ ン ( DTPD )			化審 外為	第1種特定化学物質 輸入令第4条第1項第1号輸入割当等品目/非自 由化品目 輸入令第4条第1項第3号
14	水質、大気	初	N, N' -ジキシリル - ρ -フェニレンジア ミン ( DXPD )	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエ ンゴム	不詳	化審 外為	第1種特定化学物質 輸入令第4条第1項第1号輸入割当等品目/非自 由化品目 輸入令第4条第1項第3号

## 平成16年度初期環境調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質 番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量	規制・基準等
15	水質	初	フルアジナム	農薬 (殺菌剤)	農薬年度:粉剤 3,950.5t、水和剤 203.1t、輸出673.0t、 輸入207.0t(原体)	PRTR 第1種指定化学物質
16	水生生物		1,2,5,6,9,10 ヘキ サブロモシクロド デカン	難燃剤、接着剤の硬化促進剤	平成10年度976t (製造 73t、輸入903t)	化審 第1種監視化学物質
17	大気		ヘキサブロモビ フェニル	ラッカー、ポリウレタンフォーム等 の防炎剤、難燃剤	不詳	労働安全 NSDS対象物質 海洋 個品運送 船舶 第1毒物類 国連勧告 有害生物類
	底質、水 生生物、 大気		ペンタクロロニト ロベンゼン		不詳	PRTR 第1種指定化学物質 労働安全 名称等を通知すべき有害物質 航空 第1引火性液体 船舶 第1引火性液体類 港則 引火性液体類
19	水生生物	水生生物は初	ホルムアルデヒド	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成 樹脂原料、ポリアセタール樹脂原 料、界面活性剤、ヘキサメトレンテトラミン、ベンタエリスリトールテ 料、農薬、上毒材、防腐剤、有機合 成原料、ビニロン、パラホルムアル デヒド	(製造287,181t、輸入51t)、平成13年度: 100,000t~	PRTR 第1種指定化学物質 労働安全 特定化学物質等 毒劇 第2劇物 消防 第4指定可燃物、可燃性液体類、第3、第4石油 含有物 大防 特定物質
20	大気		モノブロモジフェ ニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	消防 第4類引火性液体、第3石油類非水溶性液体
20	大気		ジプロモジフェニ ルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		トリプロモジフェ ニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		テトラブロモジ フェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		ヘキサブロモジ フェニルエーテル	5,8,10臭素化物として販売されている市販物の含有成分	不詳	無し
20	大気		ヘプタブロモジ フェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
	底質		ペンタブロモジ フェニルエーテル	エポキシ樹脂、フェノール樹脂、ポリエステル、ポリウレタン、繊維の 難燃添加剤		無し
22	水質		2 -メトキシエタ ノール	各種樹脂、溶剤、塗料溶剤	1,000 ~ 10,000 t	

## (注)「区分」で「初」は新規に調査を行った物質。

媒体の併記があるものは他媒体で過去に調査を行ったことのある物質。 無印は平成16年度の調査媒体について過去に調査を行ったことのある物質。

各調査結果の評価における【参考】の規制・基準の法律名は[]内の略名を使用している。

外国為替及び外国貿易法: [外為]

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律: [海洋] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律:[化審]

下水道法:[下水道] 航空法:[航空] 港則法:[港則] 消防法:[消防] 

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律:[バーゼル]

毒物及び劇物取締法: [毒劇] 輸出貿易管理令:[輸出令]輸入貿易管理令:[輸入令]労働安全衛生法:[労働安全]